

## 東広島市監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市長及び東広島市教育委員会から令和2年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年6月2日

東広島市監査委員 水戸 晃  
同 重河 格  
同 加藤 祥一

### 定期監査の監査結果に基づく措置について

#### 1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
生活環境部 市民課	令和3年3月29日 (東広監委第47号)	令和3年4月21日 (東広市第22号)
生涯学習部 スポーツ振興課	令和3年3月29日 (東広監委第47号)	令和3年4月26日 (東広教ス第45号)

#### 2 監査の実施期間

令和2年10月16日から令和3年3月19日まで

#### 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

##### (1) 生活環境部 市民課

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
1 契約事務 契約関係書類の所在が確認できないものがあった。 文書事務取扱規程に基づき適正な管理に改められたい。	契約書の保管については、保管場所を定め、契約後は速やかに契約関係書類一式を綴ることとし、併せてフォルダにデータを保存する運用を課内で周知徹底した。 また、文書引継ぎや廃棄時には、複数職員で確認するよう再発防止策を講じた。

(2) 生涯学習部 スポーツ振興課

監査の結果(指摘要望事項)	措置の内容
<p>1 公の施設の指定管理に係る事務</p> <p>(1) 体育施設の指定管理において、指定管理者から利用料金の設定に係る承認申請がされておらず、市が行うべき承認の手続をしていない施設があった。</p> <p>公の施設の管理の適正を期するためにも指定管理者に対し適切な指示・指導を行うとともに、関係法令に基づき適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(2) 基本協定に定める事業報告書を提出していない施設があった。</p> <p>公の施設の管理の適正を期するためにも、指定管理者に対し適切な指示・指導を行われたい。</p>	<p>利用料金設定に関しては、指定管理者と協議し利用料金を設定していたが、お互いに書面での整理を怠っていた。</p> <p>速やかに利用料金承認申請書を提出し、承認を行った。</p> <p>事業報告書を提出していない施設については、基本協定に基づき指導し、改善を行う。</p>